

機械器具（12）理学診療用器具
管理医療機器 特定保守管理医療機器
汎用超音波画像診断装置（40761000）

超音波画像診断装置 VISIQ

【禁忌・禁止】

適用対象（患者）

- ・次の被検者、部位には使用しないこと。
眼球への適用
[眼球への適用を意図して設計しておらず、過大な超音波出力により、白内障、眼構造の損傷等、患者に重篤な健康被害を及ぼすおそれがあるため]

【形状・構造及び原理等】

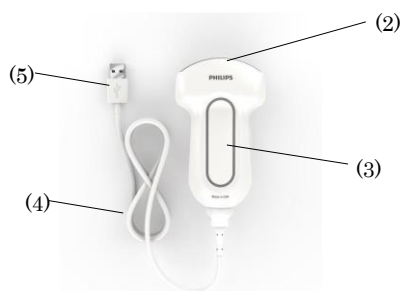
1. 構成

本装置は下記のコンポーネントにより構成される。

構成品

- (1) モニタ
- (2) プロープ
- (3) AC アダプタ
- (4) その他オプション

2. 各部の名称



- (1) モニタ及びタッチパネル
- (2) 超音波出力部
- (3) ハンドル
- (4) ケーブル
- (5) コネクタ

3. 電氣的定格

内部電源：DC19V

外部電源：AC100-240 V、50 Hz / 60 Hz、1.7A

4. 機器の分類

電撃に対する保護の形式による分類：クラス II 機器／

内部電源機器

電撃に対する保護の程度による装着部の分類：BF 形装着部

5. 仕様

(1) 寸法及び質量

モニタ

寸法：313（幅）× 199（高さ）× 26（奥行）（mm）

質量：1.2kg

プローブ

全長：1,211mm（コネクタ部を除く）

質量：0.22kg

(2) 体に接触する部分の原材料

超音波出力部：シリコーン

6. 作動原理

本装置は、プローブより超音波を送信し、その反射超音波を受信し、超音波画像等を表示し診断する汎用超音波画像診断装置である。超音波画像等の情報は、磁気ディスク等の汎用記録装置（外部記録装置含む）に記録される。

【使用目的又は効果】

超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像情報を診断のために提供する。

<使用目的又は効果に関する使用上の注意>

本製品は心臓への直接適用を意図していない。

【使用方法等】

1. 使用前準備

- (1) 必要な場合、電源ケーブルをコンセントに接続する。
- (2) 患者の疾患の部位により、プローブを選択し用意する。
- (3) プローブに傷や変形のない事を確認し、本体装置に接続する。
- (4) 本体装置の電源を入れ、システムが正常に起動する事を確認する。

2. 使用中の操作

- (1) 必要に応じて患者データを入力する。
- (2) 画面上で測定モードを選択する。
- (3) 各プローブの使用方法に従って操作する。
- (4) 必要に応じて、画像及び患者データを付属の USB 記憶装置を備えた装置に記録する。

3. 終了手順

- (1) 本体装置の電源を切り、プローブを本体装置より取り外す。
- (2) 取り外したプローブは、次の使用に備えて清浄な状態にしておく。

<使用方法等に関連する使用上の注意>

1. 超音波出力について

次の注意事項に従い、超音波の熱的、機械的作用をよく理解したうえで使用すること。

超音波出力は、診断可能な範囲で、できる限り低レベルに設定すること。また、検査時間を短くする等の配慮をすること。

本製品には取扱説明書がありますので、必ず確認してください。

【使用上の注意】

＜重要な基本的注意＞

1. この装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び爆発性の気体を使用しないこと。
2. 指定された機器以外の装置を接続した場合、所定の EMC 性能（電磁両立性）を発揮できないおそれがあるので指定機器以外は接続しないこと。
3. 本装置の傍で携帯電話等、電磁波を発生する機器の使用は、装置に障害を及ぼすおそれがあるので使用しないこと。

＜妊婦、産婦、授乳婦及び小児等への適用＞

妊婦、妊娠の疑いのある者及び小児へ使用する場合は医師の指示のもとで慎重に行うこと。

超音波出力について、胎児に対する高出力、長時間の使用、特に妊娠初期の胎児への使用は、慎重に適用すること。

【保管方法及び有効期間等】

耐用期間

4年〔自己認証（当社データ）による〕

（但し、指定された使用環境において標準的な頻度で使用され、指定の保守点検と定期交換部品・消耗品の交換をした場合の年数であり、使用状況によっては異なる場合がある）

【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検（日常点検）＞

1. 目視による点検

(1) 外観の確認

装置の外観に異常がないことを確認すること。

- ・ オプション機器、附属品等に、損傷や摩耗がないこと。

(2) 清浄性の確認

清浄な状態であることを確認すること。

- ・ オプション機器、附属品の洗浄・消毒方法は、取扱説明書等の指示に従って行うこと。

2. 機能の確認

(1) 装置の正常状態の確認

装置の正常状態・正常動作を確認すること。

- ・ システムの起動
- ・ 異音、異臭がないことを確認すること。

＜業者による保守点検＞

定期点検を弊社又は弊社の指定する業者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社フィリップス・ジャパン

・ お客様窓口

電話番号：0120-556-494 平日 9 時～18 時

・ 修理受付窓口

電話番号：0120-381-557

* 製造業者：フィリップス ウルトラサウンド社

(Philips Ultrasound LLC)

国 名：アメリカ合衆国